

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
系列	修業教科目	授業の方法	単位数	系列	修業教科目	授業の方法	単位数
教養科目	略			教養科目	略		
	英語	演習	1		英語	演習	2
	英語	演習	1		略		
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2
	教育原理	講義	2		社会福祉援助技術	演習	2
	児童家庭福祉	講義	2		児童福祉	講義	2
	社会福祉	講義	2		保育原理	講義	2
	相談援助	演習	1		保育原理	講義	2
	社会的養護	講義	2		養護原理	講義	2
	保育者論	講義	2		教育原理	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2
	保育の心理学	演習	1		教育心理学	講義	2
	子どもの保健	講義	2		小児保健	講義	2
	子どもの保健	講義	2		小児保健	講義	2
	子どもの保健	演習	1		小児保健	実習	1
	子どもの食と栄養	演習	1		小児栄養	演習	1
必修科目	子どもの食と栄養	演習	1	必修科目	小児栄養	演習	1

科目 の内容・ 方法 に 関 する 科目	家庭支援論	講義	2	
	保育課程論	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	
	保育内容（環境）	演習	1	
	略			
	保育内容（表現）	演習	1	
	略			
	障害児保育	演習	1	
	障害児保育	演習	1	
	社会的養護内容	演習	1	
	保育相談支援	演習	1	
	保育 の 表 現 技 術	略		
	保育表現（ピアノ）	演習	1	
	図画工作	演習	1	
児童文化	演習	1		
体育指導法	演習	1		
保育 実 習	保育実習（施設）	実習	2	
保育実習指導（施設）	演習	1		
保育実習（保育所）	実習	2		
保育実習指導（保育所）	演習	1		
総合 演 習	保育実践演習	演習	2	
保育 の 本 質 ・ 目 的 に 関 する 科 目	略			
略				
選 択 の 内 容 ・ 方 法 に 関	保育環境	演習	1	

科目 の内 容・ 方 法 の 理 解 に 関 す る 科 目	精神保健	講義	2	
	家族援助論	講義	2	
	保育内容（環境）	演習	1	
	略			
	保育内容（表現）	演習	1	
	保育内容総論	演習	1	
	略			
	障害児保育	演習	1	
	養護内容	演習	1	
	基礎 技 能	略		
	児童文化	演習	1	
	図画工作	演習	1	
	保育 実 習	保育実習（施設）	実習	3
	保育実習（保育所）	実習	2	
総合 演 習	総合演習	演習	2	
保育 の 本 質 ・ 目 的 の 理 解 に 関 す る 科 目	略			
略				
選 択 の 内 容 ・ 方 法 の 理	保育環境	演習	1	
	児童文化	演習	1	
	表現演習	演習	1	
	表現演習	演習	1	
	表現演習	演習	1	

必修科目	障害児（者）支援	演習	2	
	保育の表現技術	ピアノ（基礎）	演習	2
		児童文化	演習	1
		表現演習	演習	1
		表現演習	演習	1
		表現演習	演習	1
		音楽	演習	1
		レクリエーション指導法	演習	1
	保育実習	保育実習	実習	2
		保育実習指導	演習	1
保育実習		実習	2	
保育実習指導		演習	1	
	略			

別表第2（第9条関係）

系列	単位数
教養科目	8
必修科目	53
選択必修科目	9

備考 略

1及び2 略

3 選択必修科目のうち障害児（者）福祉、障害児（者）支援並びに障害児（者）支援実習の科目を履修し、及び単位を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。）に係る2級課程の修了証明書を授与する。

必修科目	レクリエーション指導法	演習	1
	気になる子保育演習	演習	1
	障害児（者）支援	演習	2
	保育計画論	演習	1
基礎技能	ピアノ	演習	2
	ピアノ	演習	1
	音楽	演習	1
	体育指導法	演習	1
保育実習	保育実習	実習	2
	保育実習	実習	2
	略		

別表第2（第9条関係）

系列	単位数
教養科目	10
必修科目	50
選択必修科目	10

備考

1及び2 略

3 選択必修科目のうち障害児（者）福祉、障害児（者）支援並びに障害児（者）支援実習の科目及び単位数を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。）に係る2級課程の修了証明書を授与する。

様式第1号(第9条関係)

指定保育士養成施設鳥取県立保育専門学院において必要な 修業教科目を履修し及び単位を修得したことを証する	年 月 日	職 氏 名	印	第 号	卒 業 証 書	氏 名	年 月 日 生	割 り 印
--	-------------	-------------	---	--------	------------------	--------	------------------	-------------

様式第1号(第9条関係)

鳥取県立保育専門学院の課程を修了したことを証する	年 月 日	職 氏 名	印	第 号	卒 業 証 書	氏 名	年 月 日 生	割 り 印
--------------------------	-------------	-------------	---	--------	------------------	--------	------------------	-------------

様式第9号の2(第18条の3関係)

略

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

様式第9号の2(第18条の3関係)

略

注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第9号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程並びに卒業に必要な修業教科目数及び単位数については、改正後の鳥取県立保育専門学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。